

畜産・酪農、果樹、花き、茶、有機農業、米粉・飼料用米の基本方針の概要

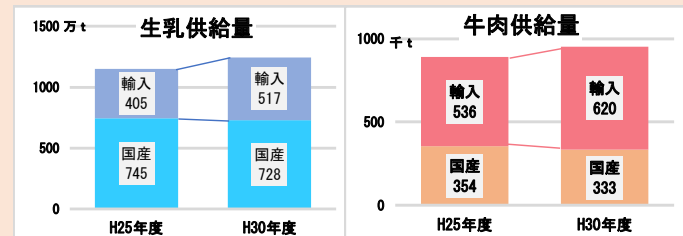
	方針名	根拠法	方針の目的・ねらい等
1	酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 〔 ・ 概ね5年ごとに策定（施行令） ・ 現行基本方針は、平成27年3月策定 〕	酪農・肉用牛生産の健全な発展と牛乳・乳製品、牛肉の安定供給に向けた取組や施策の指針を示す
2	家畜改良増殖目標	家畜改良増殖法 〔 ・ 概ね5年ごとに策定（施行令） ・ 現行目標は、平成27年3月策定 〕	家畜の能力（乳用牛の泌乳量、肉用牛の繁殖能力等）、 <u>体型、頭数等について、10年後の目標を定める</u> （対象は、乳用牛、肉用牛、豚、馬、めん山羊）
3	果樹農業の振興を図るための基本方針	果樹農業振興特別措置法 〔 ・ 概ね5年ごとに策定（施行令） ・ 現行基本方針は、平成27年4月策定 〕	果樹農業の振興を図るため、 <u>果実の消費、生産、輸出や流通・加工対策を推進するための施策の方向を示す</u>
4	花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針	花きの振興に関する法律 〔 ・ 策定期限の規定なし ・ 現行基本方針は、平成27年4月策定 〕	花き産業と花きの文化の振興を図るため、 <u>生産者の経営の安定等の取組や施策の指針を示す</u>
5	茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針	お茶の振興に関する法律 〔 ・ 策定期限の規定なし ・ 現行基本方針は、平成24年3月策定 〕	茶業とお茶の文化の振興を図るため、 <u>お茶の需要創出、輸出や生産、消費拡大等を推進するための施策の方向を示す</u>
6	有機農業の推進に関する基本的な方針	有機農業の推進に関する法律 〔 ・ 策定期限の規定なし ・ 現行基本方針は、平成26年4月策定 〕	有機農業の推進を図るため、 <u>有機農業者の人材育成や産地づくり等の施策の方向を示す</u>
7	米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 〔 ・ 概ね5年ごとに策定（施行令） ・ 現行基本方針は、平成27年4月策定 〕	米穀の新用途（米粉用・飼料用）への利用の促進に向けた取組の基本的な方向を示す

新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針について

【状況変化】

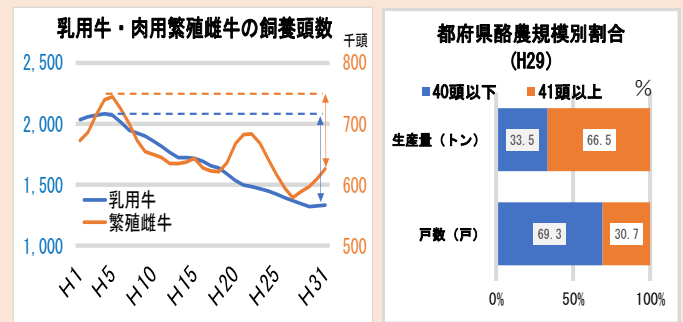
畜産物需要と輸入の増加

- 畜産物の**需要は堅調**に推移。生産は回復しつつあるものの、生乳、牛肉ともに**需要の伸びに国内生産だけでは対応できないため、輸入が増加**



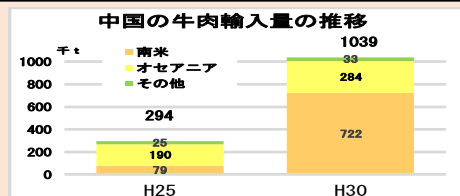
安定供給に向けた生産基盤回復のスタート地点

- 規模拡大等により**生産基盤の縮小に歯止め**がかかりつつあるが、**需要増に対応できる状況にはない**
- 酪農では都府県**の生産基盤は縮小が継続し、**北海道からの生乳移送も限界**
- 大規模経営だけでなく、**中小規模の家族経営の生産基盤の充実による増産に取り組み需要に応える必要**



国際環境の変化

- ASFの影響による中国における豪州産牛肉を中心とした輸入量の急増等により、**安定的に輸入出来なくなる恐れ**
- 日米貿易協定による米国向け牛肉の低関税枠の拡大や中国への畜産物の輸出解禁に向けた動きは、**輸出拡大に向けた絶好の機会**



持続可能な発展

- 畜産環境問題**への対応
- 国内外での**家畜疾病**の発生や相次ぐ**自然災害**
- 世界人口の増加に伴う穀物需給のひっ迫



【構成】

海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤の強化

次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造

I 生産基盤強化策

地域内での連携により取組を推進

1 酪農の方向性

牛乳・乳製品の安定供給、乳製品需要に国産生乳で対応するため、「**都府県酪農の生産基盤の回復**」、「**北海道酪農の持続的成長**」、「**全国の酪農経営の持続的な経営展開**」を目指し、都府県の既存牛舎の空きスペースを活用した増頭、外部支援組織の育成、性判別技術の活用、経営資源の継承等を推進

2 肉用牛の方向性

新たな国際環境下における牛肉の安定供給、新たな市場獲得のため、「**和牛の繁殖雌牛の増頭**」、「**和牛肉生産量の増大**」、「**輸出の大幅な拡大**」を目指し、中小規模の家族経営や公共牧場・外部支援組織等の活用も含めた増頭、酪農経営による**和牛受精卵の利用、経営資源の継承等**を推進

3 生産基盤強化の具体策

(1)肉用牛・酪農経営の増頭・増産

- 繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭推進、和牛受精卵の増産・利用推進、公共牧場等のフル活用による増頭・増産 等

(2)中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

- 新技術の実装等による生産性向上、投資の後押し等による規模拡大、畜舎の建築基準等見直し、経営能力向上
- 後継者不在の経営の経営資源を地域で円滑に継承するためのシステム構築 等

(3)経営を支える労働力や次世代の人材の確保

- 外部支援組織の新技術の実装、酪農ヘルパーの要員確保等の**外部支援組織の育成・強化**
- 農業高校等の人材確保に資する**雇用就農**やICTの活用等経営環境の変化に対応できる**多様な人材の登用**を推進等

(4)家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

- 飼養形態の変化や地域の実情等に応じた家畜排せつ物処理、堆肥舎の長寿命化、ペレット化等による**広域流通** 等

(5)国産飼料基盤の強化

- 適正な草地更新や適期収穫、優良品種の普及、草地整備等による**低コストで安定的な自給飼料生産の一層の推進**
- 条件不利な水田等での放牧、気象リスクへの対応、飼料用米の安定生産・供給、エコフィードの推進 等

(6)経営安定対策の適切な運用

II 需要に応じた生産・供給の実現、流通の合理化

1 生乳

- 需要の高い直接消費用チーズ等の乳製品製造に向けた高品質生乳の生産と商品開発等の事業投資の推進、各種制度の適切な運用による生乳需給の安定
- 新制度を活用した**酪農経営等**による付加価値を高めた乳製品の開発・製造販売の推進、あまねく集乳する**指定事業者**が果たすべき生乳流通・販売に係る**機能の確保**、新たな制度下での適切な生乳流通体制の構築 等

2 牛肉

- 消費者ニーズや収益性を考慮した多様な牛肉生産、消費者の選択に資する**食味等の指標化**、食肉処理施設や家畜市場の再編整備による**生産現場と結びついた流通改革**の推進 等

3 輸出の戦略的拡大

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設・乳業施設の整備、施設認定の迅速化 等
- ブランド価値を守るための**和牛遺伝資源の流通管理の徹底**、知的財産的価値の保護の強化 等

III 持続的な発展のための対応

1 災害に強い畜産経営の確立

- 各経営や地域での**災害の備え**
- 飼料穀物の備蓄、非常用電源設備の導入促進等による甚大な被害からの**早期の経営再開** 等

2 家畜衛生対策の充実・強化

- 「持ち出させない」「持ち込ませない」ための**水際検疫**、「農場に入れない」**国内防疫の徹底** 等

3 持続的な経営の実現と畜産への信頼・理解の醸成

- GAP、資源循環型畜産等の推進
- HACCP等製造・加工段階での衛生管理や飼料・動物用医薬品等の安全確保等を通じた消費者の信頼確保
- 畜産への**国民理解の醸成**、食育等の推進 等

生産基盤強化により 目指す姿

国内の高い畜産物需要に応じた
国産畜産物の供給を実現する。

戦略的な輸出により
積極的に
海外市場を獲得する。

産業として
持続的な発展を図る。

生産数量の目標

生乳：780万t

牛肉：40万t
（部分肉換算）

新たな家畜及び鶏の改良増殖目標のポイント

第11次改良増殖目標は、

- ・ 畜産農家の高齢化や後継者不足の進展等により、**省力的な飼養管理の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められている**
- ・ 国内の畜産物の消費が堅調な中、日米貿易協定による低関税枠の拡大や、対中輸出の再開に向けた動きなどを踏まえ、**国内外の消費者ニーズに応えつつ、生産基盤の強化を図る必要がある**などの情勢を踏まえ策定。

乳用牛

- 供用期間を延長するための改良を推進。
- 労働負担軽減を促進するため、**搾乳ロボット適合性の高い体型へ改良。**

肉用牛

- **生産性を向上**するため、増体性や歩留まりなどの**産肉性や繁殖性**を改良。
- 多様な**消費者ニーズ**に対応するため、**不飽和脂肪酸など食味**に関する形質を改良。

豚

- **生産コストを低減**するため、**繁殖性や増体性**を改良。
- **消費者ニーズ**に対応するため、ロースの霜降りなど**食味**に関する形質を改良。

鶏

- 卵用鶏については、**消費者ニーズ**に対応するため、**卵質**などを改良。
- 肉用鶏については、**生産コストを低減**するため、**増体性**を改良。

馬

- 用途に応じ、**繁殖性や強健性、競走能力**などを改良。

めん山羊

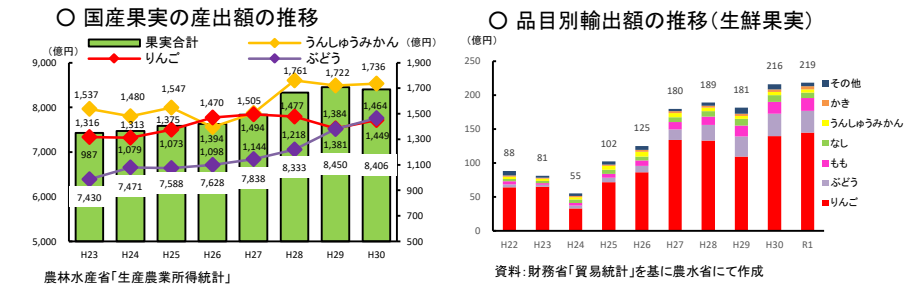
- 需要に対応するため、**産肉性・泌乳性**などを改良。

新たな果樹農業振興基本方針について

<現 状>

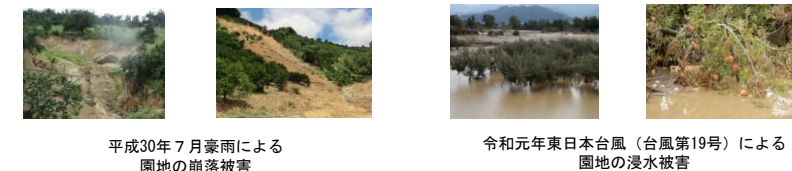
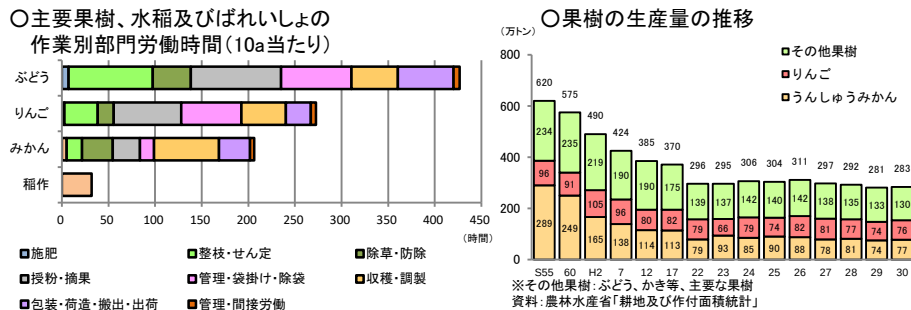
果樹農業の魅力と重要性

- 優良品目・品種への改植等が進んでいること等を背景に、**高品質な国産果実の生産**が行われており、**国内外において高い評価**を受けている。
- 輸出品目としても**高いポテンシャル**を持っており、令和元年には生鮮果実の輸出額が**過去最高の219億円**を記録。



果樹農業の現状と課題

- 他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働ピークが収穫等の短期間に集中する**労働集約的な構造**のため、**園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいない**。
- 果樹の販売農家は**10年で2割減少**。**60歳以上**がその約**8割**を占め、**高齢化が深刻**。
生産現場の人手不足等により**生産基盤がぜい弱化**し、人口減少による需要の減少を上回って**生産量が減少**。
- 近年頻発している**大規模自然災害や気候変動**による栽培環境の変化、**鳥獣・病害虫**等の様々なリスクが存在。



流通・加工面における課題

- 集出荷、輸送等の**食品流通**においても**人手不足が深刻化**。
- カットフルーツや醸造利用等の**新たな加工ニーズ**があるものの、生産量の減少等により、**国産加工原料用果実の確保が年々困難**となっている。

<施 策 の 方 向>

果樹農業の振興に向けた基本的考え方

供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、**低下した供給力を回復し、生産基盤を強化**するための施策に転換する。

生産現場における対策の推進

- 果樹の生産基盤を強化するため、
①省力樹形等の導入による**労働生産性の抜本的な向上**
②園地・樹体を含めた**次世代への円滑な経営継承**
③苗木・花粉等の**生産資材の安定供給体制の整備**等を推進。
- 様々なリスクへの対応力を強化するため、
・防災・減災の観点からの**基盤整備の推進**、
・気候変動等に対応した**技術・品種の開発・普及**
・**収入保険や果樹共済**といったセーフティネットへの加入等を一層推進。

<生産数量目標> (単位: 千トン)

	うんしゅうみかん	りんご	ぶどう	なし	もも	果実計
平成30年度	774	756	175	259	113	2,833
令和12年度目標	784	819	210	288	124	3,083

市場拡大に向けた対策の推進

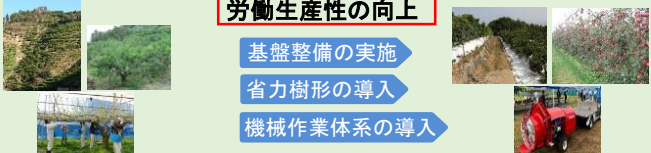
- 食の外部化・簡便化等に伴う消費者ニーズの多様化・高度化に対応し、「より美味しく、より食べやすく、より付加価値の高い」果実及び果実加工品の供給拡大を推進。
- **輸出拡大**に向けた**生産力の増強**と輸出先国・地域の規制や条件に対応するための**環境整備**等を推進。

流通・加工面における対策の推進

- 出荷規格の見直しやパレット流通体制の構築等の**省力的・効率的な果実流通**への転換を推進。
- **新たなニーズ**に対応した**国産の加工原料用果実**の生産・供給拡大を推進。

<生産基盤の強化>

労働生産性の向上



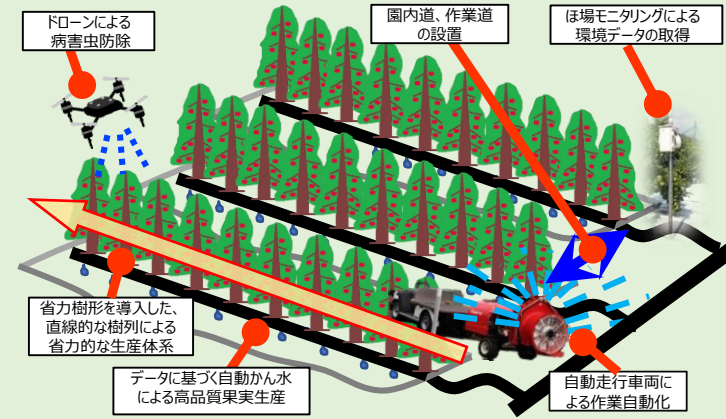
円滑な経営継承



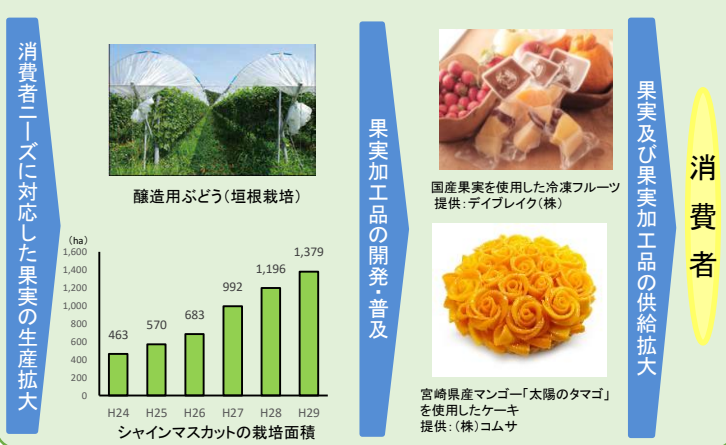
生産資材の安定供給体制



労働生産性を高めた生産体系



<市場拡大に向けた生産供給体制の構築>



果樹農業の持続的発展と成長産業化

新たな花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針について

＜国産花きの強みと課題＞

- ・平成29年の産出額が3,687億円と農業産出額の4%。
- ・多様で高品質な国産花きは国際的にも高い評価。近年輸出は増加傾向（令和元年に138億円）。

国際競争力の強化が緊要の課題

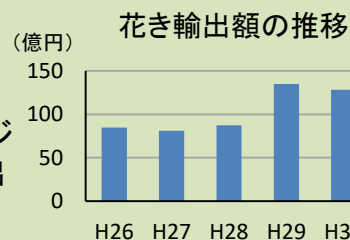
- ・近年の国内市場における花き消費の伸び悩み、大量生産された安価な切り花の輸入の増加等に対応する観点から国際競争力の強化が緊要な課題。

日持ちの良い花きに対する消費者ニーズへの対応

- ・輸入花きからシェアを回復するには、国産花きの鮮度、日持ちの良さ等の強みを活かすためのコールドチェーンの整備等が必要。

輸出は増加傾向

- ・国産花きは、国際的に高い評価を得ており、アジアや欧米を中心に輸出が増加傾向。



世界に誇る豊かな花きの文化

- ・花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資する。



国内外の需要拡大

- ・オリンピック・パラリンピック、国際園芸博覧会の成果を最大限に活かし、国内外の花きの需要を飛躍的に拡大。

＜施策の方向＞

生産量その他の花き産業の振興の目標（億円）

	H29実績	R12目標	R17目標
産出額	3,687	4,500	6,500
輸出額	138	200	450
輸入額	511	300(見込)	300(見込)

生産性・品質の向上と生産者の経営の安定

- ・暑熱対策等による周年生産、次世代施設園芸の面的拡大、ロボット、AI・IoTを活用したスマート農業技術の導入等の推進。
- ・自然災害等のリスクへの備えとして収入保険や園芸施設共済等の普及促進

暑熱対策



次世代施設園芸



スマート農業



研究開発の推進

- ・花きの新品種の育成や増殖技術の高度化、生産性・品質の向上等の研究開発を推進。

加工及び流通の高度化

- ・加工に関する技術開発や卸売市場等におけるコールドチェーンの整備、流通経路の合理化等を推進。

産地

- ・採花後の前処理（抗菌剤等で水揚げ）
- ・出荷前の温度管理（低温保管）等の徹底



市場

- ・配送施設、卸売場の低温化
- ・輸送時の温度管理（積載前のトラック庫内の冷却等）の徹底



小売店

- ・市場から店舗まで搬送時の温度上昇の防止
- ・入荷時の適切な水揚げの実施、低温ショーケースの利用等。

輸出の促進

- ・産地における輸出に対応した栽培体系の確立。
- ・国際園芸博覧会への政府出展等を活用した海外需要の創出。

輸出対応産地



輸出拠点



国際園芸博への出展



花きの文化の振興

- ・花きの文化の振興に向け、
 - ① 公共施設やまちづくり等における花きの活用
 - ② 花育、日常生活における花きの活用等を推進。

公共施設やまちづくりにおける活用



花きの需要の増進

- ・国際園芸博覧会等の開催、切り花の日持ちを保証する販売の確立。
- ・SNSの活用、観光業界、インテリア業界等との連携による効果的な需要喚起。

花いっぱいプロジェクト



花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現

新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針について

<現 状>

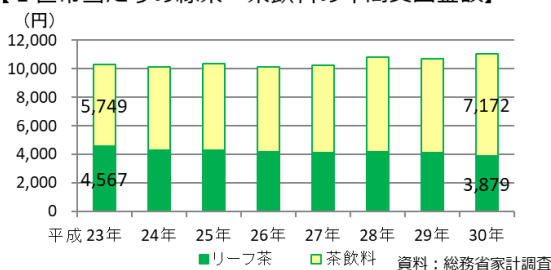
茶業及びお茶の文化の振興の意義

- 国民の豊かで健康的な生活の実現に寄与
- 中山間地域における重要な基幹作物
- 茶業は、裾野が広く、地域経済・雇用確保の観点からも重要な産業

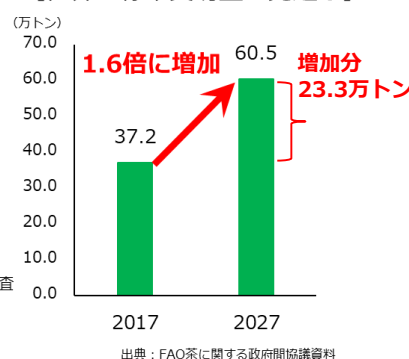
お茶をめぐる課題

- 消費者の簡便化志向により、リーフ茶から緑茶飲料へ消費がシフト。
若年層のお茶への嗜好の変化や、特徴的なものへのこだわりなど、消費は多様化してきているが、こうした変化への対応に遅れた結果、お茶の消費が伸び悩み、価格が低迷。
- 一方、海外に目を転じると、世界の緑茶貿易量は今後も増加すると見込まれており、このような海外需要を取り込んでいくことが重要。
- 生産面では、急傾斜地を中心に、高齢化や繁忙期の労働力不足等により、今後お茶の生産が維持できなくなる恐れ。近年多発する災害等への対応も必要。

【1世帯当たりの緑茶・茶飲料の年間支出金額】



【世界の緑茶貿易量の見通し】



【主産県における販売農家数の推移】

	静岡	鹿児島	三重	京都	福岡	宮崎	熊本	全国
H12	24,019	4,309	4,598	1,330	2,217	820	1,277	53,687
H17	17,731	3,072	2,294	1,035	1,629	642	973	37,617
H22	13,933	2,216	1,455	825	1,385	513	695	28,116
H27	9,617	1,744	957	653	980	399	529	20,144

資料：農林水産省「農林業センサス」

<施 策 の 方 向>

今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

従来の取組の単なる延長ではなく、新たな発想のもと、**国内外の多様化した消費者ニーズを的確に捉えつつ、各産地の特徴や実情を踏まえ**たお茶の**生産、加工、流通の取組を促進**。

国内需要の長期見通し及び生産数量目標

お茶の国内需要の長期見通し：8.6万トン(H30) → **7.9万トン**(R12)
お茶の生産数量目標：8.6万トン(H30) → **9.9万トン**(R12)
(うち輸出 0.5万トン) (うち**輸出 2.5万トン**)

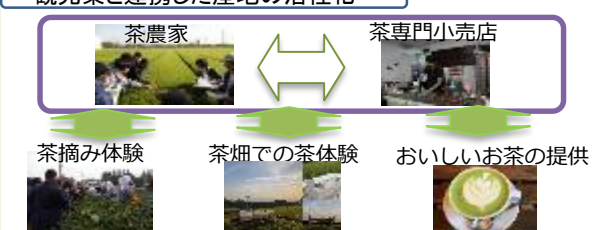
茶業の振興のための施策

○ 消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上の促進、加工及び流通の高度化

- ・多様化する消費者ニーズへの対応
- ・付加価値の向上のための取組の促進
- ・生産者と流通・実需者が連携した取組の促進
- ・品質の向上のための取組の促進
- ・加工施設の整備の促進

【生産者と流通・実需者が連携した取組（イメージ）】

観光業と連携した産地の活性化



○ 輸出の拡大

- ・海外**市場の開拓**の推進
- ・輸出の大幅な拡大に向けた**生産・流通体制の構築**
- ・輸出先国・地域が求める輸入条件への対応

【プロモーションの実施】



【輸出向け集出荷施設整備】



○ 生産者の経営の安定

- ・産地の特色に応じたお茶の**生産**の促進
- ・茶樹の**改植・新植**の促進
- ・**スマート農業技術の研究開発及び実証・導入**の推進
- ・茶園の基盤の整備
- ・中山間地域等の特色を活かした取組の促進
- ・茶園の継承・集積や離農茶園への対応
- ・自然災害等のリスクへの備えの促進

【戦略的な改植・新植】



優良品種への改植



改植により畝方向を統一⇒作業時間が短縮

【スマート技術の実証・導入】



多目的散水装置



ロボット茶園管理機



情報の一元化と見える化

○ 消費の拡大

- ・多様な消費者層に向けたお茶の**魅力発信**
- ・国内外の消費の拡大につなげるための、健康機能性や新用途への利用に関する研究開発の推進及びその成果の普及
- ・お茶を活用した食育の推進

【新たなお茶の飲み方の提案】



料理に合わせた日本茶

【健康機能性の発信】



機能性をPRしたパンフレット

○ お茶に関する情報の一元化及び活用

お茶の文化の振興のための施策

- お茶の文化に関する理解の促進
- お茶に関する文化財の保存・活用



茶道体験



文化的景観としての保護



茶産地の収益力・販売力の強化、持続可能性の向上

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について

有機農業を巡る近年の状況

国内外の有機食品需要の増大と有機農業の取組面積の推移

国内外の有機食品市場規模の推移

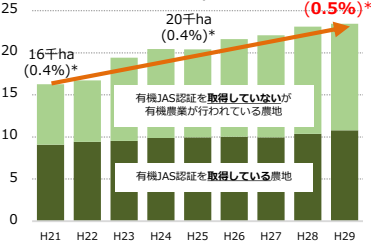
国内（億円）

2009年	2017年
1,300	1,850

世界全体（億USドル）

2009年	2017年
509	970

日本の有機農業の取組面積



*（ ）内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

有機農業をめぐる事情（令和2年2月）農林水産省より抜粋

有機農業はSDGsの達成に貢献

有機農業の生物多様性保全効果の調査結果

生物群 ¹	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農業節減 < 有機
アシナガモ属	慣行 < 農業節減 < 有機
アカネ属	慣行 < 有機
トノサマガエル属	慣行・農業節減 < 有機
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い

令和元年8月26日（国）農研機構プレスリリース（研究発表）有機・農業節減栽培と生物多様性の関係を解明より

有機農業に取り組んだ際の、一般的な管理（化学肥料使用）と比較した温室効果ガス削減量

取組の名称	単位当たり温室効果ガス削減量※（tCO ₂ /ha/年）	実施面積（ha）	温室効果ガス削減量（tCO ₂ /年）
有機農業	0.93	14,537	13,519

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会（第11回、令和元年8月22日）資料より農業環境対策課取りまとめ

果樹・有機部会における論点（同部会 中間とりまとめより）

【有機農業の推進目的】

- ✓ 有機農業の特徴等を踏まえ、**農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確化すべき。**

【有機農業の制度】

- ✓ 有機農業関連制度が、**生産者にも消費者にもわかりにくい。**国際水準も踏まえ定義を整理する、有機認証を取得しやすくする、等の**整理が必要。**

【有機農業の施策】

- ✓ 有機農業に取り組む**生産者の人材育成**や相互連携。**技術開発、農地の確保・集団化、販路開拓や流通の合理化、消費者への情報伝達・理解確保**が必要。

これまでの有機農業の推進に関する基本的な方針

- 有機農業推進法（平成18年12月制定）に基づき策定
- 基本的な事項、推進及び普及の目標、施策等を記載

平成19年4月策定



平成26年4月改定

※ おおむね平成30年までの目標を設定

※ 平成30年（2018）に、取組面積を全耕地面積の1.0%とする目標を設定（2017年時点0.53%）

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
 - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。
 - < 国内の有機食品の需要 > 1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017）→ **3,280億円（2030）**
 - < 有機食品の輸出額 > 17.5億円（2017）→ **210億円（2030）**
- この需要に対応し、生産および消費の目標として、以下を設定。
 - 【有機農業の取組面積】 24千ha（2017）→ **63千ha（2030）**
 - 【有機農業者数】 12千人（2009）→ **36千人（2030）**
 - 【有機食品の国産シェア】 60%（2017）→ **84%（2030）**
 - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】 18%（2017）→ **25%（2030）**

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※ 青太字は今次基本方針にて追加された施策

- **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導**等
- **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築**等
- **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減**等
- **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起**等
- **技術開発・調査**：**雑草対策、育種**等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信**等

中間評価及び見直し

- 10年後（2030年）を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

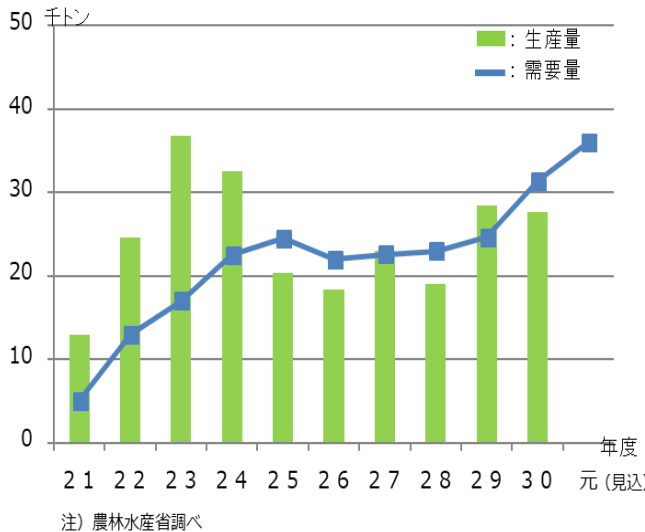
米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針について

- 本基本方針は、米穀の新用途（米粉用、飼料用）への利用を促進するための基本的な方向を提示するもの。
- これまでに明らかになってきた課題やその対応に向けた取組の方向について、関係者等の意見を基に追記して改定。

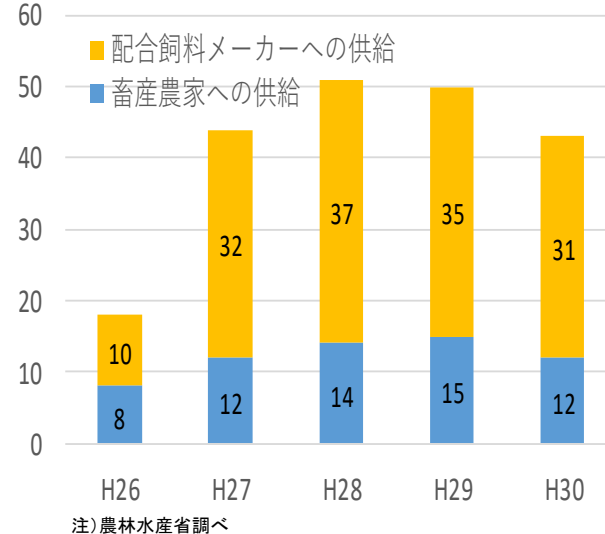
＜現状と課題＞

生産量等の推移

＜米粉用米＞



＜飼料用米＞



米粉用米

更なる利用拡大を図るには、①消費者ニーズを踏まえた商品開発、②米粉の特徴を活かした輸出の拡大、③二次加工コストの低減が課題

＜製粉・加工コストの状況＞

(kgあたり)

	原料価格	製粉コスト等	米粉価格	二次加工品価格
米粉	50円程度	50～240円程度	100～290円程度	1,300円～2,000円程度
小麦粉	50円程度	50円程度	100円程度	430円

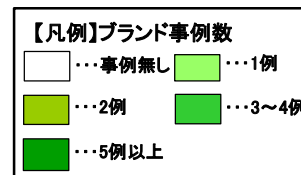
注1) 米粉原料価格は企業購入価格(平均値)であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注2) 米粉価格は業務用(加工用)の価格。

注3) 二次加工品価格は、食パン1kgの価格(米粉は農林水産省調べ、小麦粉は小売物価統計調査)

飼料用米

更なる利用拡大を図るには、①飼料用米を活用した畜産物のブランド化、②流通コストの低減、③複数年契約などの安定取引の拡大が課題



※令和2年3月現在で把握しているもの

＜施策の方向＞

消費者ニーズを踏まえた商品開発

- 米ゲルやアルファ化米粉等の新たな米粉の加工法を活用した商品の開発
- 飼料用米を利用した畜産物のブランド力の強化



アルファ化米粉を使用した製品



米粉用米の海外需要の創出

- 国内産米粉や米粉加工品の優位性を活かした海外需要の創出及びノングルテン米粉JASの制定



流通・加工コスト低減

- 米粉用米について、パンや麺等の大規模製造ラインに適した二次加工技術の開発
- 飼料用米について、バラ出荷やストックポイントの整備等



バラ出荷の様子

安定取引の推進

- 需要を確実なものとするため、複数年契約などの安定取引の一層の推進



生産努力目標

- 食料・農業・農村基本計画においては、生産努力目標として、令和12年度において、米粉用米にあつては13万トン、飼料用米にあつては70万トンを設定

米粉用米・飼料用米の利用促進